

苫小牧市勇払限定ゼロカーボンハウス促進補助金要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(略)</p> <p>(2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 (<u>令和8年3月31日</u> 環政計発 <u>2603313</u> 号) をいう。</p> <p>(3) 新築住宅 <u>新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)。</u></p> <p>(略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条</p> <p>(略)</p> <p>2 補助対象者は、事業者用にあつては、<u>脱炭素先行地域の全対象エリアの民生部門(業務その他部門)に該当する</u>事業所等に対象機器を購入し、設置する者で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第5条 申請者は、<u>原則として事業着手予定日の14日前まで</u>に苫小牧市勇払地域ゼロカーボンハウス促進補助金交付申請書(様式第1号)に、補助対象者の区分に応じて、次の各項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が認める場合はその限りでない。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 事業者用については、次に掲げるすべてを添付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 対象機器の購入に係る見積書の写し (<u>原則として3社以上</u>)</p> <p>(略)</p> <p>4 申請者は、補助金の交付決定前において早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、市からの補助金交付決定前に事業の事前着手をすることができる。ただし、補助金の交付申請日以降の事業着手に限るものとする。<u>な</u></p>	<p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(略)</p> <p>(2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 (<u>令和7年3月7日</u> 環政計発第 <u>2503071</u> 号) をいう。</p> <p>(3) 新築住宅 <u>建設工事が完了した日が当該年度に属する住宅をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第4条</p> <p>(略)</p> <p>2 補助対象者は、事業者用にあつては、<u>勇払地域の</u>事業所等に対象機器を購入し、設置する者で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第5条 申請者は、<u>事業着手前</u>に苫小牧市勇払地域ゼロカーボンハウス促進補助金交付申請書(様式第1号)に、補助対象者の区分に応じて、次の各項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3 事業者用については、次に掲げるすべてを添付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 対象機器の購入に係る見積書の写し</p> <p>(略)</p> <p>4 申請者は、補助金の交付決定前において早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、市からの補助金交付決定前に事業の事前着手をすることができる。ただし、補助金の交付申請日以降の事業着手に限るものとする。</p>

お、補助対象者は、国から市への交付金の内示日前に事業着手してはならない。

(略)

附則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表1 (第2条、第3条、第4条、第5条、第8条関係)

(略)

対象機器	太陽光発電設備(ソーラーカーポートを含む) 住宅用及び事業者用が対象
補助要件	<p>(略)</p> <p><u>⑤ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けたものに対するものを除く。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑦ ソーラーカーポートを導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分(架台等)は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。</u></p> <p>・『(太陽光発電設備の補助対象経費)×2/3÷(パワーコンディショナーの最大定格出力)』が10kW未満:27.75万円/kW、<u>10kW以上50kW未満:18.97万円/kW</u>を下回るものであること。</p> <p>・カーポートにかかる事業費が太陽光発電設備の事業費を上回らないこと。</p> <p>・カーポートは太陽光発電設備の設置のための土台であり、太陽光発電設備に対して極端に面積が過大な場合、補助対象外とする。</p> <p><u>⑧ 事業者用にあつては、原則として3社以上から見積書を徴取し、</u></p>

(略)

(新規)

別表1 (第2条、第3条、第4条、第5条、第8条関係)

(略)

対象機器	太陽光発電設備(ソーラーカーポートを含む) 住宅用及び事業者用が対象
補助要件	<p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p><u>⑥ ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業(ソーラーカーポート事業))」を参考にすること。</u></p> <p>・『(太陽光発電設備の補助対象経費)×2/3÷(パワーコンディショナーの最大定格出力)』が10kW未満:27.75万円/kWを下回るものであること。</p> <p>・カーポートにかかる事業費が太陽光発電設備の事業費を上回らないこと。</p> <p>・カーポートは太陽光発電設備の設置のための土台であり、太陽光発電設備に対して極端に面積が過大な場合、補助対象外とする。</p> <p>(新規)</p>

	<u>交付申請書に添付すること。</u>		
(略)		(略)	
対象機器	定置用リチウムイオン蓄電池 住宅用及び事業者用が対象	対象機器	定置用リチウムイオン蓄電池 住宅用及び事業者用が対象
補助要件	<p>(略)</p> <p>④ 定置用リチウムイオン蓄電池であること <u>【業務用蓄電池 (20kWh 超) : ⑤を満たすこと】</u></p> <p>⑤ <u>苫小牧市の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</u> <u>【家庭用蓄電池 (20kWh 以下) : ⑥~⑩の全てを満たすこと】</u></p> <p>⑥ 蓄電池部 (初期実効容量 1.0kWh 以上) とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、<u>JISC 4413</u> で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 (略)</p> <p>⑪ <u>再エネ一体型屋外照明用蓄電池は JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。</u></p> <p>⑫ <u>事業者用にあつては、原則として3社以上から見積書を徴取し、交付申請書に添付すること。</u></p>	補助要件	<p>(略)</p> <p>④ <u>20kWh 未満</u>の定置用リチウムイオン蓄電池であること。 (新規)</p> <p>⑤ 蓄電池部 (初期実効容量 1.0kWh 以上) とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、<u>JEM 規格</u> で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 (略) (新規)</p>
(略)		(略)	